

秩父市農業委員会 令和4年第1回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和4年 1月21日(金) 午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和4年 1月21日(金) 午後3時01分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 26名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名)

| 農業委員 | | | | 農地利用最適化推進委員 | | |
|----------|---------|----------|------------|-------------|---------|----------|
| 議席 番号 | 農業委員氏名 | 出席 状況 | 議事録 署名人 | 地区 | 推進委委員氏名 | 出欠 状況 |
| 1番 | 糸 東 男 | 出席 | | 第1 区域 | 吉 川 稔 | 出席 |
| 2番 | 上 井 克 彦 | 出席 | | | 松 澤 眞 一 | 出席 |
| 3番 | 長谷川 満 | 出席 | | 第2 区域 | 倉 林 幸 男 | 出席 |
| 4番 | 加 藤 勝 市 | 出席 | | | 大久保 勝 | 欠席 |
| 5番 | 笠 原 倍 吉 | 出席 | | 第3 区域 | 田 口 俊 夫 | 出席 |
| 6番 | 彦久保 利 平 | 出席 | | | 小久保 健 司 | 出席 |
| 7番 | 横 田 友 | 出席 | | 第4 区域 | 齊 藤 稔 | 出席 |
| 8番 | 黒 澤 昌 治 | 出席 | | | 富 田 典 孝 | 出席 |
| 9番 | 青 野 孝 司 | 出席 | | 第5 区域 | 新 井 明 弘 | 出席 |
| 10番 | 新 田 恭 一 | 出席 | | | 木 村 初 枝 | 出席 |
| 11番 | 長 島 秀 明 | 出席 | | | 高 田 忠 一 | 出席 |
| 12番 | 豊 田 恵 男 | 出席 | | | 新 舟 文 男 | 出席 |
| 13番 | 設 樂 治 男 | 出席 | | 第6 区域 | 千 島 初 夫 | 出席 |
| | | | | | 木 村 雄 一 | 出席 |

印 農業委員会長 印 会長職務代理者 印 議事録署名人

- 印は新型コロナウイルス感染予防対策のため出席を求めなかった農地利用適正化推進委員

4 議事日程

- 日程第1 開会・開議
- 日程第2 議事日程の報告
- 日程第3 総会成立の報告
- 日程第4 議事録署名委員の指名
- 日程第5 諸報告
- 日程第6 審議議案の報告
- 日程第7 議案審議

- 議案第1号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて
農地法施行規則第17条第2項による区域 (2件)
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について (9件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

5 農業委員会事務局職員

| 職 名 | 氏 名 | 備考 | 職 名 | 氏 名 | 備考 |
|-------|---------|----|------|---------|----|
| 事務局長 | 新 井 常 男 | | 主席主幹 | 小 嶋 祥 弘 | 書記 |
| 参 与 | 宮 前 房 男 | | 主 事 | 岩 田 直 樹 | 書記 |
| 主席主幹 | 五野上 雅 彦 | | 主 幹 | 千 島 修 | |
| 主 事 補 | 見 澤 俊 亮 | | | | |

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（桑東男会長） ただいまから、秩父市農業委員会 令和4年 第1回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（桑東男会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（桑東男会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

新井事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中13名、農地利用最適化推進委員は、14名中13名です。

議長（桑東男会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますの

で、農業委員会等に関する法律 第 27 条第 3 項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第 4 議事録署名委員の指名

議長（衆東男会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（衆東男会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。2 番 上井 克彦 委員 及び 3 番 長谷川 満 委員以上のお二人にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び岩田主事を指名いたします。

日程第 5 諸報告

議長（衆東男会長） 次に、諸報告を行います。

総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に 処理した案件 と その結果 につきましては、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

事務局長に説明をいたさせます。

新井事務局長 諸報告について説明いたします。本日付け、報告文書をご覧ください。2 件報告いたします。「農地改良等に係る届出の受理について」2 件を会長専決により処理いたしましたので報告いたします。

届け出地は 付近にあります。番号 1 と 2 は隣接地とともに相続により取得した農地です。地目は田で、水利が雨水のみであるため、30 センチほど客土をし畑へ転換するものです。改良後は、なす・スイカ等を栽培する予定とのこと。届出内容を審査しましたところ、改良する面積が 1,000 m²未満であり、工事期間が 1 か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当します。以上です。

議長（衆東男会長） 以上で、諸報告を終わりにいたします。

日程第 6 審議議案の報告

議長（衆東男会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

新井事務局長 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書 3 ページをお開きください。議案第 2 号の番号 1 及び番号 2 の欄を削除願います。訂正は以上でございます。

それでは、令和 4 年 第 1 回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。議案第 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段の面積の見直しについて、農地法施行規則第 17 条第 2 項による区域の設定が 2 件、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてが 1 件、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてが 9 件、以上でございます。よろしく願います。

議長（衆東男会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

日程第 7 議案審議

議案第 1 号上程 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段の面積の見直しについて（ 2 件）

議長（衆東男会長） これより、議案の審議に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段の面積の見直しについて」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（岩田主事） 番号 1 について、説明をいたします。議案書の 1 ページをご覧ください。農地を耕作目的で 売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し、又は移転する場合、農地法第 3 条の許可条件を全て満たす必要があります。その条件の一つに、申請地を含め、耕作する農地の合計面積が、下限面積以上であることという、面積要件があります。この下限面積要件は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ 安定的に継続して行われなことが

想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。なお、この下限面積は、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、1の農地法施行規則第17条第1項による区域を設定しております。また、秩父市農業委員会としては、この規定により、平成30年1月22日に開催した全員協議会において、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールにまで引き下げる取扱いを適用することに決定されました。

議案書の2ページをご覧ください。本議案を上程いたしますのは、2農地法施行規則第17条第2項による区域として、以下の筆を設定するものです。番号1について説明します。申出地は、町畑1筆 m^2 。案内図の1ページをご覧ください。申出の所在につきましては、から西に約 m 離れた場所に位置し、平成21年相続により取得した土地です。農地の所有者は相続で取得したものの現在、仕事の都合で耕作していくことが難しく、将来的に申出地が遊休農地化する恐れがあるとして、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。現地を確認したところ、よく管理された農地となっております。本案につきまして議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。

番号2について、説明をいたします。本議案を上程いたしますのは、農地法施行規則第17条第2項による区域として、下吉田字 田1筆 m^2 を設定するものです。案内図をご覧ください。申出の所在につきましては、から西約 m に位置しており、平成元年に相続により取得した土地です。本申請地は隣接するビニールハウスの畑と同じ筆でしたが、昨年分筆をしました。ビニールハウスが建っている部分は農地として活用しておりますが、本申請地は長い間不耕作地となっていました。今後も耕作する予定がないという理由から、将来的に申出地が遊休農地化する恐れがあるとして、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。現地を確認したところ、保全管理されている土地でした。説明は以上です。

議長（桑東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

4番 加藤 勝市 委員 4番加藤です。番号1ですが、ただ今事務局から説明がありましたが、所有者が変わっても農地として引き続き管理を続けていくということであり、結構な案件だと私は思っています。なお、今回御認めいただけると、3条申請になる案件だと思いますので、推進委員さんのご意見を尊重してご審議いただけたらありがたいです。よろしくお願いします。

1区 吉川 稔 推進委員 第1区推進委員の吉川です。先日現地に行きまして、きれいに耕作されている農地でありました。このまま継続してできればいいなと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

2番 上井 克彦 委員 2番上井です。第2についてですがこの写真に見えております上の道が3年ほど前開通しまして、それ以前は山林化している土地でありました。使い勝手がいいところになったためにその隣接地で宅地を建てたいという人がいる。それでそこが農地として、きれいになっていました保全管理というよりもきれいな畑になっていました。そういうことで使うにはよいところとなりますのでよろしくお願いします。

5区 新井 明弘 推進委員 5区推進委員の新井と申します。交通の便もよく日当たりのよいところなので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（桑東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（桑東男会長） 質疑、ご意見ありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（桑東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第1号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（全員挙手を確認する）

議長（桑東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申し出のとおり、可決することに

決しました。

議案第2号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)

議長(衆東男会長) 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(五野上主席主幹) 番号3について説明します。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、荒川小野原 字 畑3筆 計 m²で、昭和30年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は から北へ m付近に位置しています。立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。譲渡地は以前に他の業者が資材置き場を建設する予定で平成24年に仮登記しましたが進入路が狭くトラックの進入が出来ないため手放したと思い、近所で「深山の花園」という観光農園を営んでいる譲受人と話がまとまり、このたび申請に至ったものです。譲受人は荒川地内に m²の農地を所有しており、本申請地を併せると m²になり、秩父市荒川区域における下限面積要件10アールを満たしております。また、耕耘機(3台)等の農機具を保有しており、農作業の経験は60年以上に及びます。農地取得後は、八重桜等を栽培する予定です。耕作労働力は譲受人本人ということで、特に問題はないと思われます。現地を確認すると保全管理されておりました。なお、この土地は現在仮登記されていますが、今回の申請が認められ所有者を変更する際に仮登記をはずすとのことです。

議長(衆東男会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当推進委員の意見を伺います。

3番 長谷川 満 委員 3番長谷川です。事務局の説明のとおりです。譲受人はこの畑の隣でずっと奥まで一町歩近くあるかと思えますけど、花木、花き、観光農園をやっています。隣接地ということで、所有者と話が折り合って譲受人が耕す。そういう面では、この鷲の巣地域も不耕作地が多くて、日当りのいいところなんで、耕作地を広げるといって、ちょっと高齢なんですけど、観光農園としてうまく有効利用できるかと思えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

6区 木村 雄一 推進委員 推進委員の木村です。今、長谷川委員のおっしゃったとおりですね、今見てもらうと右側に若干緑の所が見えてますけどそこまで事業をやっております、すぐ隣の土地でございます。保全管理もきれいにされておまして、いいところだと思います。皆さんのご審議のほどよろしくお願いたします。

議長(衆東男会長) ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。設楽さん

13番 設楽 治男 委員 13番設楽です。先ほど八重桜を植えると聞いたんですけど、八重桜は畑じゃなくて山林で5条が適用になるんじゃないですか。

3番 長谷川 満 委員 花木ていう、桜でも梅でもそうなんですけど人より早く、2月ぐらいに出すんですよ、花木栽培ていうのは、全部が全部じゃないんですけど、観光用で来た人に見てもらうということもあるんですけど、譲受人は、花木の栽培をしていて、室に入れて、温度をかけて、早く出荷する。出荷用の花木で、単に山に植えているということじゃなくて、ちゃんと管理するということですよ

13番 設楽 治男 委員 了解しました。有り難うございました。

議長(衆東男会長) 他に質疑 又は 意見はありませんか。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長(衆東男会長) 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第2号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(衆東男会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可をすることに決しました。

議案第3号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (9件)

議長(衆東男会長) 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といた

します。事務局に説明をいたさせます。

事務局（岩田主事） 私からは番号1から4について説明します。

はじめに番号1について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は 中村町 畑 1筆 m^2 で、平成22年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は から西に約 m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は自己用住宅敷地の拡張です。申請事由ですが、申請地は道路と譲受人所有の宅地に囲まれた狭小な土地で、農地として利用することが難しく、また譲受人は現在、所有する宅地に十分な駐車スペースがなく、来客用の駐車スペースを必要としていたことから、双方の間で話がまとまり、このたびの転用申請がなされました。なお、申請地は3年6頃より、隣接の道との間に高低差があり、それを埋めるために砂利を敷いてしまいました。現況が更地であり、実際に使用していなければ農地転用違反ではないと誤解していましたが、今回の土地譲渡しに際し、農業委員会に指摘されたことで、現況が違反転用状態であることが発覚しました。このことについて譲渡人からの始末書が添付されています。資金調達計画はなく、隣接に農地はありません。計画では申請地を自動車1台分の駐車スペースとして使用することです。農地転用許可後の隣接宅地との合計敷地面積は、 m^2 となります。現地を確認しましたところ、砂利が敷かれた更地となっております。

続きまして番号2についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は 町 畑 1筆 m^2 で平成7年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は から西に約 m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は宅地分譲です。申請事由ですが、申請地は市街地にあり、交通の便もよく住宅地に適している場所として、不動産業を営む譲受人と譲渡人との間に土地の譲り渡しの話がまとまり、ここを転用し、宅地分譲地3区画分として利用したいとして申請がされました。計画では、転用許可後は宅地造成工事をおこない、排水は市道内の下水道管に放流することです。また、隣接農地所有者から転用に差し支えない旨の同意書が添付されており、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないと考えられます。現地を確認したところ、良く管理された農地となっております。

続きまして番号3についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は 町 畑 1筆 m^2 で令和3年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は から西に約 m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は宅地分譲です。申請事由ですが、申請地は市街地にあり、交通の便もよく住宅地に適している場所として、不動産業を営む譲受人と譲渡人との間に土地の譲り渡しの話がまとまり、ここを転用し、宅地分譲地2区画分として利用したいとして申請がされました。計画では、転用許可後は宅地造成工事をおこない、排水は市道内の下水道管に放流することです。なお、本申請地上には、譲受人の先代が令和3年6月頃に、農地法手続きは不要であると誤解し、既に給水施設を設定してしまっており、このことについて始末書が添付されています。また、隣接に農地がありますが、これは共有名義であり、遠方と地元所有者がいる状況です。地元の所有者のところへ何度か出向きましたが、土地登記簿謄本に登録されている住所の住居には居住している様子がなく、承諾書を添付することができなかったという旨の理由書が添付されています。隣接農地の現況は雑木が生え、遊休農地化しています。現地を確認したところ、申請地もまた不耕作の状態となっております。

続きまして番号4についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は 小柱 字 畑 1筆 m^2 で平成30年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は から北北東に約 m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資になっていない小集団の農地として第2種農地と判断しました。転用目的は です。申請事由ですが、譲受人は現在、 に と

して勤務しておりますが、独立での開業を考えていました。このたびの申請は、隣接する宅地 m^2 を譲り受け、ここに を建築するにあたり、当申請地も一体で利用したいとして、申請するものです。資金調達計画も整っています。また隣接農地は譲渡人所有のもののみとなっています。現地を確認したところ、申請地には柿の木が植栽されておりました。説明は以上です。

事務局（宮前参与） 私からは、番号5について説明いたします。譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。申請地は、 町 畑 1筆 平方メートルで、 の北 約 m 、 の北東 約 m で に隣接した土地で、譲渡人が平成11年に土地改良法の換地処分により取得した土地です。立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、 です。申請事由ですが、現在稼働している は、平成2年10月に開設し、建物の老朽化と施設の間取りが現在の利用形態に合わなくなったこと、敷地の一部を県道が通る計画があることや山間部での今後の施設運営に懸念が生じることから、既設医療機関が近く、交通の便の良い申請地に の建設を計画し、申請されたものです。設計図、資金計画等も整っており、隣接する農地所有者の承諾も得ており、問題は無いと考えます。現地を確認したところ保全管理の農地でした。

事務局（小嶋主席主幹） つづきまして、番号6について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は 大野原 字 畑 1筆 m^2 で、平成15年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。転用目的は自己用住宅敷地拡張です。申請地は から北に約 m 離れた場所にあり、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲受人は申請地の東南側隣接宅地にある自己用住宅に居住しておりますが、住宅への進入路及び駐車場等がない状況で、このたび譲渡人との協議が整ったことから設置したいとして申請されました。既存宅地との一体利用面積は合計で m^2 となります。なお、航空写真においては譲渡人の父が昭和30年頃に建築した物置等が映っており違反物件となりますが、現在は撤去され更地となっており始末書が添付されております。申請地は進入路、カーポート及び駐車場、洗濯物等の物干しスペース等として利用したいとの計画となっております。資金調達計画は整っています。なお、本申請地の隣接に隣接する農地はありませんでした。現地を確認しましたところ、申請地は更地となっております。

事務局（新井事務局長） 番号7について説明をいたします。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、寺尾字 畑 1筆 平方メートルで、昭和38年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、 の東 約 m メートル付近にあります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲受人は、隣接地で自動車の販売、仲介、斡旋、修理等の事業を行っておりますが、事業拡大に伴い、商品車両のストック置き場及び部品取り用車両の置き場が必要となり、申請地を借りて資材置き場として転用するものです。また、譲渡人は高齢のため施設に入所しており、申請地は長期にわたり耕作されておられません。なお、当申請地は、令和2年第1回総会において、太陽光発電施設用地として、別の譲受人が5条申請をして、審議され、許可を受けたのち、コロナ禍の影響を受け、事業実施が困難となり、取り消し申請をされた経緯がございます。資金調達計画も整っており、隣接農地は譲渡人のみで、周辺農地への影響は特にないと思われまます。現地を確認したところ、原野化しており、荒廃したハウスの残骸当もありました。

次に、番号8の案件について説明をいたします。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。申請地は、 と の交差する から 方面に約 m メートル付近にあります。申請地は、令和2年に相続により取得した土地です。立地の基準につきましては、農業振興地域内に存在する農地として、農振農用地となります。次に、転用の目的ですが、橋の架け替えに伴う、資材置き場・現場事務所用地としての一時転用です。譲受人は、 内に を持つ で、申請地に近接する の工事の第2期工事を県土整備事務所から請け負ったことにより、資材置き場と現場事務所を確保する必要が生じたため申

請したものです。また、当申請地は、第1期工事を請け負った別の業者が一時転用により使用していたものを引き続き使用するものです。一時転用の期間は、許可から1年1ヶ月を予定しており、当該施設を設置することで問題が発生することはないものと思われま

事務局（見澤主事補）番号9について説明します。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、荒川日野 字 畑1筆 m²で、昭和62年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、 から東北東へ約 m付近に位置しています。立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅用地です。譲受人は、譲渡人の子に当たります。申請事由ですが、現在民間の貸住宅に居住していますが、子供も大きくなり手狭になって何かと不便なので実家の土地に自己用住宅を建築し安定した生活を計りたいとの事で申請されました。資金計画は整っており、事業計画では、住宅1棟のほかに2台分の駐車場を予定しております。また、隣接農地所有者からは転用申請することの承諾書も添付されており周辺の営農に対する配慮はなされているものと思われま

議長（桑東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

11番 長島 秀明 委員 11番長島です。番号1について意見を申し上げます。概要につきましては、先ほどの事務局の説明のとおりであります。申請地はすでに市街化された区域の中にありまして、横を市道が通っているんですが、13m²という狭大な土地でありまして、ここで農業を営むというのはちょっと適してないのではないかと思います。そういった中で、立地基準が既に第3種農地ということなので許可については何ら問題はないと思います。ご審議をお願いします。

4番 加藤 勝市 委員 4番加藤です。番号2ですが、事務局から説明がありましたが、近隣の宅地化の状況、また、3種農地、添付書類も整っているということからして、やむを得ないだろうと判断しております。なお、私ども農業委員会の関知できるか、その辺が不明なんです。この案内図を見ていただきますと、申請地の北側に既に住宅が建っているわけです。造成工事の仕方によっては、この住宅が、窪地というんですか、低くなってしまいう可能性もあるのかなと思って現状を見てきたんですが、ここにお住まいの方が、この住宅の右側、ここが畑なんです。この畑の持ち主で今回の案件に関して。隣接地主として承諾をしておりますので、そういう心配は取り越し苦労なのかなあ、そういう風に思っております。なお申請者が申請書にも被害が生じたときは、一切当方にて責任を負うということにもなっておりますので、問題はないだろうと思

11番 長島 秀明 委員 11番長島です。番号3について意見を申し上げます。内容につきましては事務局の説明のとおりです。申請地は周辺に農地が点在している地域でありますけど、周辺に新しい住宅がいくつか建っておりまして、申請地の右側にもすでに新築住宅が建設中であります。これからのこの地域、公共施設、学校とか近いので住宅が増えることが予想されます。先ほど説明の中で、隣接農地の所有者の承諾が得られないということですが、実際この隣接農地を見てみましたが、すでに荒廃農地となって、山林化しているような農地でありまして、特に問題はないのではないかと思います。地域的にも立地条件が第3種農地になっておりますので許可することは妥当ではないかという風に判断を致しました。ご審議をお願いします。

13番 設楽 治男 委員 13番設楽です。番号4について説明します。 を作るにあたって、申請土地を駐車場にしたいということですが土地も狭くて、面積も 坪で特に問題ないと思います。皆野長瀬方面に が無くて、皆さん困ってます。地域活性化のために非常に良い事業だと思います。審議のほどよろしくお

7番 横田 友 委員 7番横田です。番号5になります。先日現地を見ましたところ。非常に環境の 良いところでした。 ということで、手前はすでにできていまして、そのもっと手前は秩父病院もございまして、安心して老後を過ごせるような環境だと思うんですが、我々も行く道でございまして、こういう施設も大事かなと思いますので、ご審議のほどよろしくお

9番 青野 孝司 委員 9番青野です。番号6について意見を申し上げます。概要は事務局からの説明のとおりです。当該申請地は住宅に囲まれており、長時間にわたって耕作されていない状況が

見受けられました。譲受人は住宅への進入路並びに駐車場用地に利用したいとのことですのでやむを得ないと感じました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

12番 豊田 恵男 委員 12番豊田です。7番8番について説明したいと思います。7番のほうは事務局の説明のとおり前回 の申請があり、コロナ禍により資材の調達ができず取り下げた経緯がございますが、その当時、譲渡し人が施設に7年入所しており、私たちが過去に見た土地の一番ひどい荒廃地でしたけど、 が進んでいるうちに、きれいにして進んでいたんですが、太陽光がコロナでダメになって、です。その婿さんがそこで中古車センター、その資材置き場、駐車場として活用したいというものです。隣近所の人も落ち葉もきれいになると喜んでいました。審議のほどよろしく申し上げます。8番ですが、これは、前借りしていたのが、借り橋の資材置き場ということで さんが受けた、今回は本工事で資材置き場を使いたいということで、今度は さんがそのまま継続して使うということで、別に問題はないかと思えます。ご審議よろしくお願ひいたします。

5番 笠原 倍吉 委員 5番笠原です。自己用住宅用地の申請でございます。譲受人は現在秩父市の 町に住んでおり、親から農業を引き継ぐことを決意しまして、現在、 を早期退職しまして、実家に毎日通いイチゴ、ブドウその他柿とかリンゴ等を栽培して、今見習い中の段階でございます。自分の住宅を持ち時間ロスをなくし、自分の自宅の前できめ細かな農業管理をしていきたいということで今回の申請に至ったということでございます。現地を確認しますと道路の下側にあたりましてそこから進入路で、現地は非常に管理されていました。道路のわきには用水路も完備されておりますので、特に問題ないかなと考えております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（衆東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（衆東男会長） はい、加藤さん

4番 加藤 勝市 委員 3番の件なんですけど、担当委員さんからご意見で、隣接農地所有者の同意書が得られないということなんですけど、私の記憶が間違っていたら皆さんにお詫びをしなければなんですけど、今回出た案件のすぐ右となり、それからそのさらに右となり、これもそんなに時間をおいて出てきた案件ではないのですが、この時点については、隣接地主さんの承諾が、同じ地主さんなんですけども、得られているんですね。私の記憶の中ではその2件については、私が担当委員としてご意見を申し上げたという記憶があるんですけど。確認なんですけど、転用について隣接地主から課題なり意見が出たときには3番の場合は譲受人がすべて責任を負いますというような一文入っているんでしょうか。それだけ確認をさせていただければと思ったんですけど。

事務局（岩田主事） 回答させていただきます。転用によることによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要という所に、転用につき周囲には迷惑をかけません。万が一被害が生じた場合は、一切の責任をもって対処しますという旨が記載されております。

2番 上井 克彦 委員 承諾書が、本当に取れないのかは確認したほうがいいんじゃないですか。転用者のためにも、後々のためにもいいんじゃないですか。

13番 設楽 治男 委員 隣接土地の承諾書なんですけど、あくまでも農地法上のもので、農地の作物だとかそういうものに対する営農上の承諾書だと思います。農地に対する影響ですね。

事務局（岩田主事） そうです。農地転用の関係で隣接農地の承諾をとっているのは、隣地の営農状況に支障がないかどうかについて、承諾書をいただいているものです。

13番 設楽 治男 委員 ありがとうございます。今回の件は承諾書がなくても問題はないと思います。

議長（衆東男会長） いかがでしょうか、ほかにございますか。加藤さん納得しましたか良いですか。

4番 加藤 勝市 委員 はい。

議長（衆東男会長） ほかに質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（衆東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第3号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（衆東男会長） 賛成多数であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とするこ

とに決しました。

日程第 8 閉議・閉会

議長（桑東男会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、秩父市農業委員会 令和 4 年第 1 回定例総会を閉会いたします。